

上越市選挙管理委員会告示 第 84 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者職務代理者については、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により次のとおり選任者を変更した。

令和 6 年 10 月 26 日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤 海 雄 一

1 投票所の投票管理者職務代理者の変更

別紙のとおり